

第1章 総則

1. 委託業務名

世界文化遺産「古都奈良の文化財」登録25周年記念事業プロモーション業務

2. 適用範囲

本仕様書は、公益社団法人 奈良市観光協会（以下「発注者」という。）が実施する業務に関して必要な事項を定めるとともに、受注者が履行しなければならない事項を定めたものである。

3. 適用基準

本業務の履行に当たっては本仕様書のほか、関係法令に基づき実施しなければならない。

4. 疑義及び協議

仕様書に記載なき事項及び疑義が生じた場合は、速やかに発注者と受注者とが協議の上、受注者は発注者の指示に従い、本業務を遂行しなければならない。

5. 提出書類

受注者は本業務実施に当たって、次の書類を速やかに発注者に提出し、承認を得るものとする。

- ①作業実施計画書
- ②管理技術者届兼経歴書
- ③業務工程表
- ④その他発注者が指示するもの

6. 管理技術者及び技術者

- (1) 受注者は、管理技術者及び担当技術者をもって本業務を行うとともに、高度な技術及び知識を要する部門については、相当の経験を有する適切な数の技術者を配置しなければならない。
- (2) 管理技術者は、本業務の全般にわたり、技術的管理を行うものとする。
- (3) 管理技術者の交代は、原則として認めない。ただし、死亡、傷病、退職等のようなやむを得ない理由による場合は、同等以上の技術者であると認められる場合に限りこれを認めるものとする。
- (4) 本業務の円滑な進捗を図るため、実施前に発注者と受注者とが十分に協議を行うとともに、常に連絡を密にし、業務に支障のないようにするものとする。

7. 打合せ等

- (1) 受注者は、本業務の趣旨を熟知し、本業務実施期間中においては発注者と打合せを綿密に行い、進捗状況を随時報告するとともに、打合せ記録簿を作成し、発注者の承認を得るものとする。
- (2) 本業務の内容について、方向性やスケジュール等に変更が生じることもあるため、受注者はこれらの変更等について柔軟かつ的確に対応するものとする。
- (3) 打合せは、随時必要に応じて行うものとし、各打合せの前には確認協議をするものとする。なお、主要な打合せには管理技術者が出席するものとする。

8. 秘密の保持

受注者は、在職中のみならず退職後においても業務上知り得た秘密を何人にも漏えいしてはならないものとする。

9. 損害賠償

受注者は、本業務中に生じた受注者の責めに帰する諸事故に対しての責任を負い、損害賠償の請求があった場合には受注者が一切を処理するものとする。

10. 資料の貸与

受注者は、本業務に必要な資料を発注者から借り受けるものとするが、適正な管理をもって行うとともに、本業務完了後速やかに返却するものとする。

11. 関係先への手続き等

本業務遂行のために必要な関係先その他に対する諸手続きは、受注者の責任において迅速に処理するものとする。

12. 検査

本業務完了後は最終検査を受けなければならないものとする。なお、仕様書に基づく修正等の指示を受けた場合は、速やかにその指示に従うものとする。また、それに要する経費は受注者が負担するものとする。

第2章 業務内容

1.3. 業務目的

平成10年に「古都奈良の文化財」として東大寺・興福寺・春日大社・春日山原始林・元興寺・薬師寺・唐招提寺・平城宮跡（以下、「奈良市内世界遺産」という。）が世界遺産登録され、令和5年度は登録から25周年を迎える。この機を活かし、発注者および奈良市において、奈良市内世界遺産の価値を広く伝える記念イベントの実施や、各種情報発信等を行い、知名度の向上や保護意識の醸成、持続的な観光誘客を図ることを目的とする事業を展開する予定である。

本事業では、受注者のネットワークを活かし、首都圏を中心としたメディア等に対して直接アプローチすることにより、全国規模での露出を図り奈良市内世界遺産および関連する行事等の認知度を向上させ、奈良市への観光誘客に繋げることを目的とする。

1.4. 業務内容

(1) プロモーションの実施

①内容

- ・各種メディア等を活用したプロモーションを継続的に展開することで、奈良市内世界遺産や、関連情報への接触機会を増大させ、奈良市への来訪動機に繋げていく。
- ・発注者が別途実施する周年事業の関連企画やキャンペーンに関して、プロモーション活動を行う。
- ・Webサイトの構築やSNS等を活用したデジタルプロモーションを実施する。
- ・その他有効と思われる企画やプロモーションの手法については自由提案とする。
- ・プロモーションの内容や手法について発注者に事前相談の上、奈良市内世界遺産の担当者と調整すること。なお、内容によっては発注者も同席する場合がある。

②プロモーション業務実施時期

令和5年6月～令和6年3月下旬までを想定

③主な対象者

国内の主に30～60歳代のアクティブ層

理由：奈良市内世界遺産に対するニーズが高い「歴史好き」「社寺好き」等のコア層は、比較的年齢層が高いと思われるため。若者に比べて、金銭的に余裕があり、知的な好奇心が高い人も多いと考えられる。

※他のターゲットが有効であるならば、その理由を記載した上で、そのターゲットに対して有効な手段を活用したプロモーションの提案も可とする。

(2) 広報用ポスター・チラシの制作

広報用ツールとして、汎用性の高いポスター等の制作を行う。仕様、種類、デザイン案等を含めて提案すること。デザインについては以下の要件を満たすことが望ましい。

- ・奈良市内世界遺産の魅力をPRすることができ、誘客の動機付けとなるデザインであること。
 - ・多くの人々の目に留まるインパクトを有し、奈良市を訪れてみたいと思えるデザインにすること。
 - ・複数種類のポスターを制作する場合、デザインに統一感を持たせること。
- ※ポスター掲出場所との調整は発注者にて行う。

(3) 観光客参加型のイベント実施

奈良市内世界遺産や関連する名所等の周遊を促進できる、観光客参加型のイベント（以下、「イベント」という。）を企画し実施する。

- ・イベントのコンセプト及びテーマの設定は企画提案によるが、奈良市内世界遺産の魅力発見に繋がる内容とすること。
- ・企画内容にあったイベント名称とすること。
- ・幅広い年齢層に参加してもらうための告知と工夫を行うこと。
- ・本企画への参加者が SNS 等の手段を使い、情報を拡散するような仕組みを提案すること。
- ・イベント参加目標人数を提案により設定すること。

(4) 発注者との調整

- ・受注者は契約締結後、本業務に関する具体的な活動内容、実施スケジュール、工程等を記載した「実施計画書」を発注者に提出すること。
- ・受注者は定期的（月1～2回）に、業務実施状況及び今後の予定等についての打ち合わせを行うこと。打ち合わせは、オンライン会議システムを利用することも可とする。打ち合わせ後は結果を記録にまとめ、速やかに発注者に提出すること。

(5) 事業完了の報告等

- ・全ての業務終了後、業務完了報告書を速やかに提出すること。
- ・プロモーションの効果を定量的に分析し、評価・課題・次年度以降のプロモーション活動の提案について記載すること。

15. 成果品について

受注者が提出すべき成果品等は下記のとおりとする。

- (1) 業務完了報告書 2部
- (2) コンテンツデータ（業務で制作したポスター等の電子データを DVD に保存した物）
- (3) その他業務実施にあたって制作した成果品

16. 著作権

- ①本件成果品（これを構成する文章、図面等を含む。以下、同じ。）の所有権及び著作権（著作権法第27条・第28条に規定する権利を含む。）等の一切の知的財産権は、発注者に帰属する。
- ②発注者が奈良市の観光振興のために必要な理由を明らかにした上で、本件成果品の加工及び二次使用を求めた場合は、受注者に著しい不利益が生じるものでない限り、受注者は、これを無償で許諾する。
- ③上記②での利用様態に応じたデータのサイズ変更、色調変更、一部切除、部分利用等で加工及び二次利用を行うことがある。
- ④本業務の見積金額は、上記の利用条件も踏まえ、積算書を示した上で算出すること。
- ⑤成果品が他者の所有権や著作権を侵すものでないこととする。

17. その他留意事項

- (1) 本業務の受注者は、業務を実施するに当たり、発注者と十分な調整を行うこと。
- (2) 企画提案に要する費用は、全て提案者の負担とする。
- (3) 本業務の実施に当たっては、関係法令を遵守すること。
- (4) 本仕様書に定めのない事項については、発注者と協議の上、決定する。